

概要版

豊田市子ども総合計画

新・とよた子ども スマイルプラン

子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田



平成22年3月

豊 田 市

“子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田” を目指して



次世代を担う子ども・青少年が心身ともに健やかに生まれ育つことは、社会共通の願いです。

こうした中、国では、平成15年7月に、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体や一般企業等に対し、行動計画の策定を義務付けました。また、平成21年7月には「子ども・若者育成支援推進法」を制定し、次世代育成支援、並びに若者の自立支援のあり方に関する方針を打ち出しました。

本市におきましては、平成17年に「とよた子どもスマイルプラン」、平成19年に「同青少年編」を策定し、その基本理念である「子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」の実現に向けた取組を着実に推進してまいりました。

今回、子ども条例に規定する子ども施策の総合化を図るため「子ども総合計画」を新たに策定いたしました。本計画は、従来の計画の理念を踏襲しながら、さらに子どもの権利保障に向けた取組を具体化することにより、子どもの出生から自立までをトータルに支える計画として、重要な役割を担います。

本計画の推進にあたりましては、子どもが自ら育つ力である「子育ち」を地域社会で支えていくため、行政はもとより、家庭、学校、企業、地域それぞれの主体が、役割と責任を担う「共働」の視点を重視しております。

そのため、子どもから大人まで一人でも多くの方に、本計画の推進にかかわっていただくことが必要です。様々な主体による参加のもとで、子どもにやさしいまちづくりに向けた取組を進めてまいります。皆様の積極的なご参加とご支援をお願い申し上げます。

平成22年3月

豊田市長 鈴木 公平

豊田市子ども総合計画

新・とよた子どもスマイルプラン

目次



1 策定の趣旨

①

2 計画策定における2つの枠組み、基本的視点、基本理念

②

3 本市の子どもを取り巻く現状と課題

③

4 施策の取組方針

⑦

5 重点施策

⑨

【計画策定に関する子どもの参画】

⑯

【施策の体系図】

⑯

1 策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

これまで本市における次世代育成支援関連の施策・事業については、就学前児童及びその児童を養育する家庭を主たる対象とする「とよた子どもスマイルプラン（豊田市次世代育成支援行動計画）」並びに、6歳から20歳代までの年齢層の青少年を対象とする「とよた子どもスマイルプラン・青少年編（豊田市次世代育成支援行動計画）」の2つの計画に基づいて実施してきました。

両計画は、とよた子どもスマイルプラン・青少年編の策定時から相互に整合を図りながら推進してきましたが、次世代育成支援対策推進法により策定が義務付けられている後期行動計画策定にあたり、一体的な見直しを行い、2010（平成22）年度から一本化しました。

また、2007（平成19）年に制定した「豊田市子ども条例」（以下、「子ども条例」という。）においては、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための「豊田市子ども総合計画」（以下、「子ども総合計画」という。）の策定が規定されていることから、本計画においてその具体化を図ります。

本計画策定は下記の5点を目的としています。

目的

- ①少子化対策の取組方針の明確化と政策の具体化
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画の策定の義務付け
- ③子どもスマイルプラン及び同・青少年編の計画一本化
- ④子ども条例に基づく「子ども総合計画」の具体化
- ⑤子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者育成支援施策の具体化

(2) 計画の対象

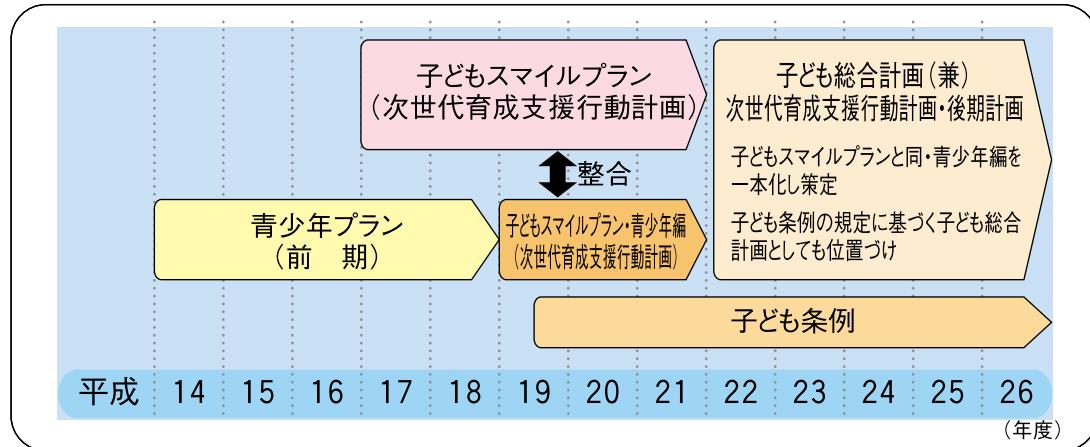
0歳から20歳代までの子ども及び青少年、並びにその子どもや青少年を養育する家庭

(3) 計画期間

2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までの5年間



子ども総合計画（兼）次世代育成支援行動計画・後期計画と既定計画等との関係



(1) 計画策定における2つの枠組み

1) 後期行動計画としての課題～「共働」の更なる重視

これまでの子ども、親、地域の力の引き出しが、主に行政主導での枠組みで進められたものであり、主体性が十分ではなかったということが課題としてあります。これからはさらに、子ども、親、地域それぞれが、自ら選択、意思決定し、考えを表明するといった「主体性」を持ち、家庭、地域、社会といった共同体の運営において役割と責任を担う「自立」した存在となっていくことが求められます。具体的には、子どもや親自身による活動の企画や運営、市民の発意による子育て・子育ちを支援する活動の振興など、「共働」の視点を更に重視した取組を進めていくことが求められます。

2) 「子ども条例」の推進～条例に規定する方針の具体化

子ども条例は、本市の子どもや大人を含めた市民が条例案の起草段階から参画し、2007(平成19)年に社会全体で「子どもにやさしいまちづくり」を進めていくための約束として制定されました。子ども条例の市民への普及は発展段階であり、子ども・保護者・市民の認知度や理解はまだまだ十分とはいえません。子ども条例の趣旨、目的及び子どもの権利に関する規定が市民に正しく理解され、日々の生活において具体的な行動として実践されるよう、子ども条例の具体化を推進することが求められます。

本市は子どもの視点を重視し、「子どもにとって最も良いことは何か」という観点に立って、必要とされる取組を市独自に考え推進していきます。

(2) 計画策定の基本的視点、基本理念

「計画策定の基本的視点」については、前期行動計画に掲げる内容を基本的には踏襲しつつ、子ども、親、地域が本来持っている力を引き出し、その「主体性」に基づく「自立」を促進することを重視する視点をさらに強調した内容とします。

また、「子ども条例」の規定を実現するために、子どもの権利保障と子どもにやさしいまちづくりを推進するという視点を新たに加えて、再構成しました。

【計画策定の基本的視点】

- 1 子どもの権利の総合的保障
- 2 子ども・青少年が「主体性」を育みながら育つ「子育ち」支援
- 3 「自立」と「共助」のもとでの「親育ち」支援
- 4 多様なニーズを持つ子どもと子育て家庭へのきめ細かな支援
- 5 「人づくり」からはじめる市民主体の「子どもにやさしいまちづくり」

【基本理念】

子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田

おめでとう訪問

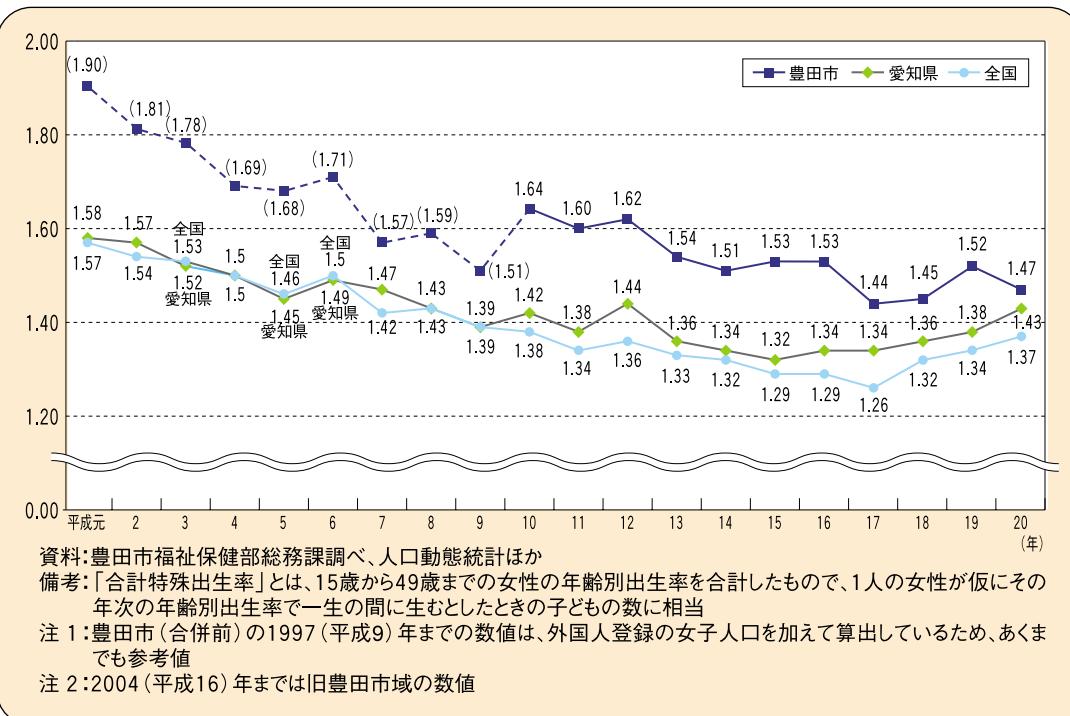


3 本市の子どもを取り巻く現状と課題

【合計特殊出生率の低下】

我が国の合計特殊出生率は1989(平成元)年以降、長期的な低下傾向が続いている。本市の合計特殊出生率は、2008(平成20)年が1.47であり、全国の1.37、愛知県の1.43より高い水準にあるものの、我が国の人口置き換え水準である2.08を大幅に下回っています。

合計特殊出生率の推移



【総人口と18歳未満人口・30歳未満人口の推移】

2005(平成17)年4月の市町村合併以降、本市の総人口は増加傾向にあり、2009(平成21)年10月1日現在423,677人となっています。同時期の18歳未満の人口が占める割合は18.3%、30歳未満の人口が占める割合は35.7%となっており、児童人口・青少年人口の割合は年々低下しています。

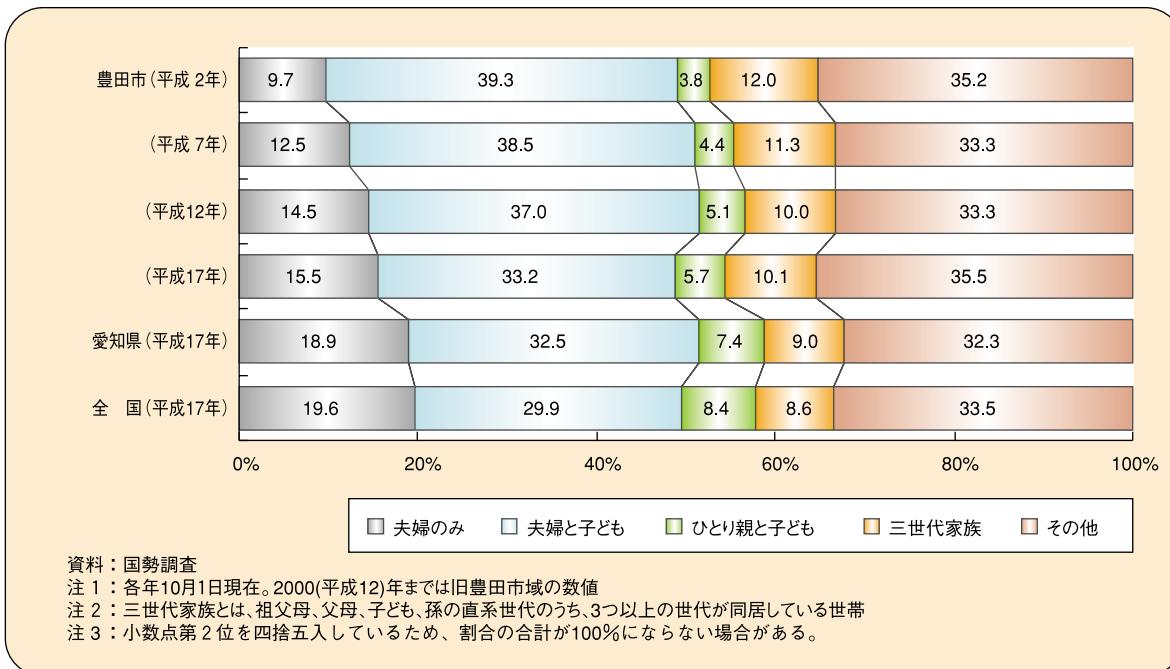
総人口と18歳未満人口・30歳未満人口の割合の推移



【世帯規模の縮小】

本市においては、家族類型別にみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、ひとり親家庭が増加する傾向にあります。

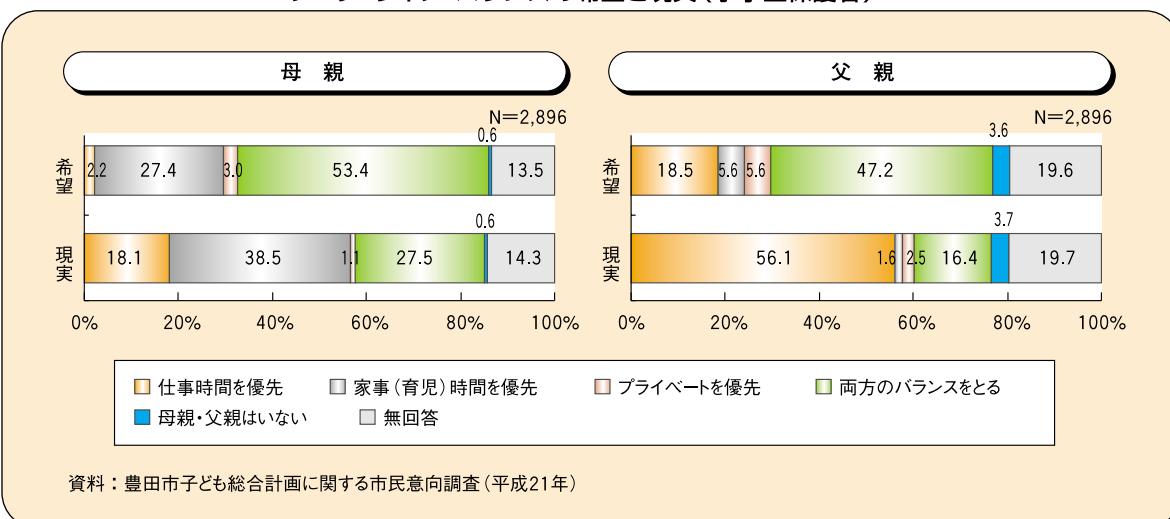
家族類型別世帯割合の変化



【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する希望と現実】

ワーク・ライフ・バランスに関する希望と現実については、希望としては「両方のバランスをとる」が小学生の母親で53.4%、父親で47.2%と最も多いものの、現実には父親は仕事時間を優先し、母親は家事（育児）時間を優先する人が多くなっています。

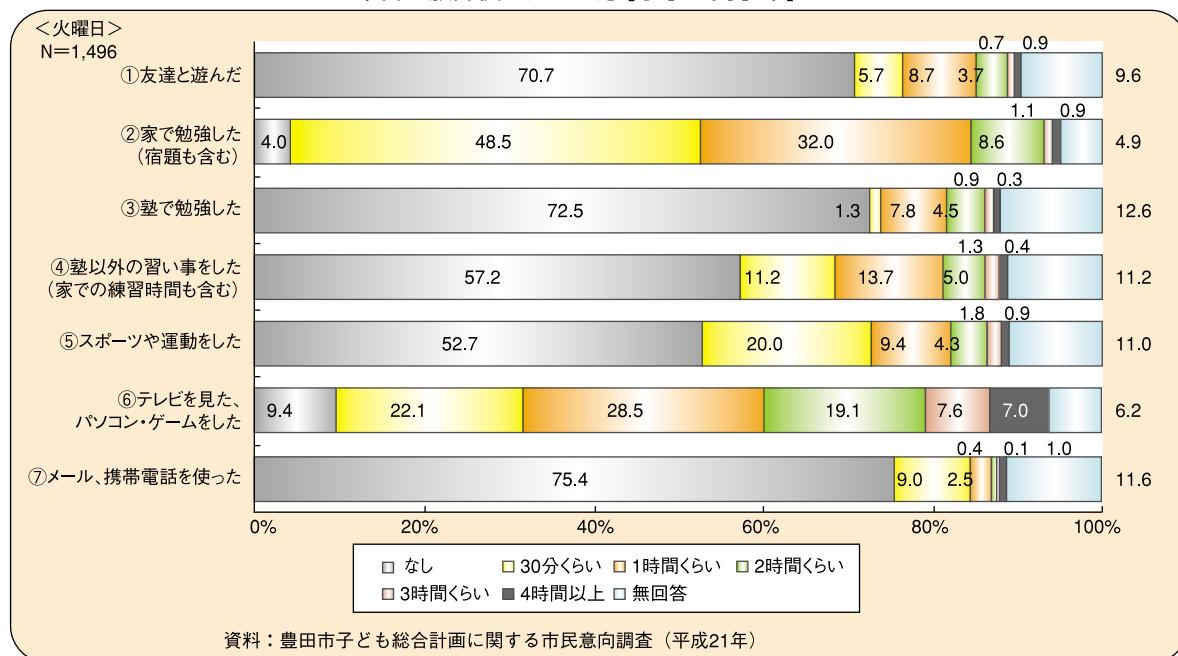
ワーク・ライフ・バランスの希望と現実（小学生保護者）



【子どもの生活状況】

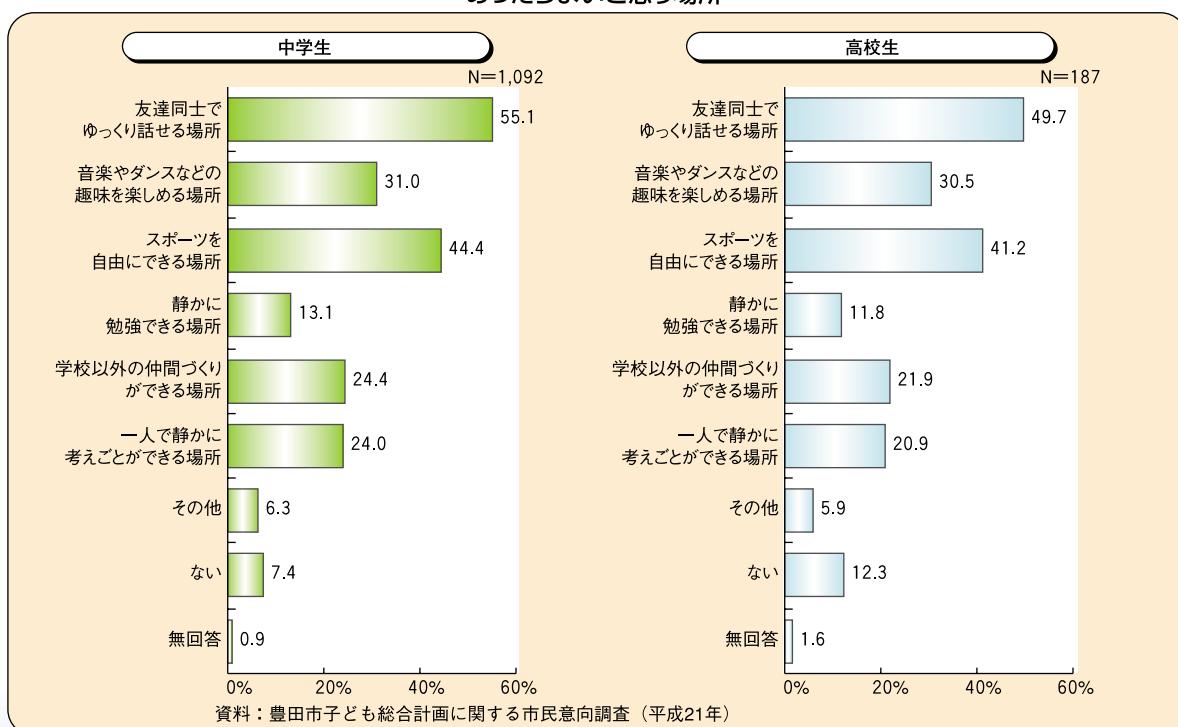
小学生高学年の平日の放課後の過ごし方については、「家で勉強した」「テレビを見た、パソコン・ゲームをした」の割合が多くなっています。「友だちと遊んだ」については7割以上が「していない」と回答していて、放課後における他の子どもとの交流が少なくなっています。

平日の放課後の過ごし方【小学生高学年】



中高生があつたらよいと思う場所については、「友だち同士でゆっくり話せる場所」「スポーツを自由にできる場所」の割合が多くなっていますが、その他の項目も2~3割と希望が多く、子どもの居場所については様々な機能が求められています。

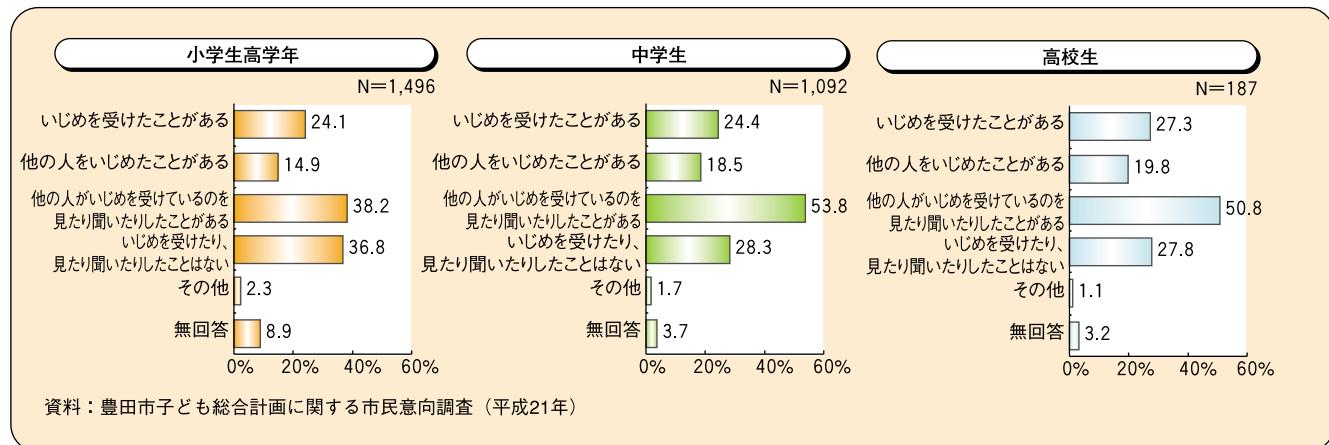
あつたらよいと思う場所



【いじめを受けたり、見たり聞いたりした経験の有無】

「いじめを受けたことがある」は、小学生高学年から高校生までを通じて4分の1程度となっています。「他の人がいじめを受けているのを見たり聞いたりしたことがある」は、小学生高学年で4割近く、中高生では半数を超えていました。

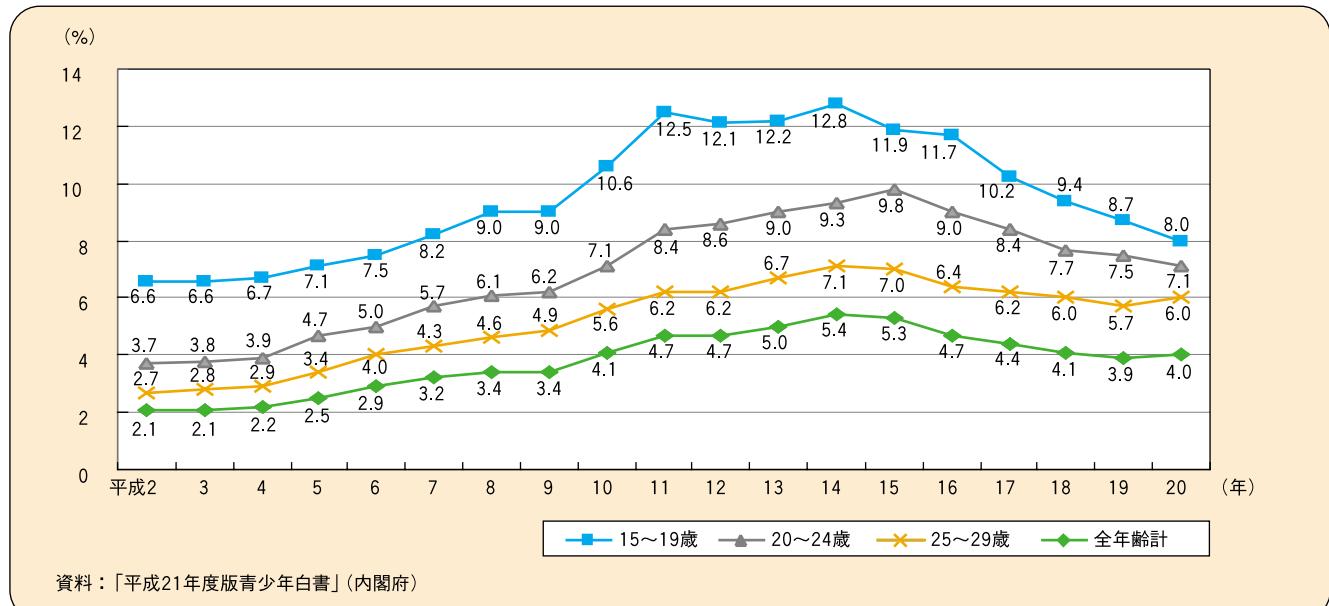
いじめを受けたり、見たり聞いたりした経験の有無



【青少年の失業率】

2008(平成20)年の我が国の青少年の失業率は、15～19歳が8.0%、20～24歳が7.1%、25～29歳が6.0%となっています。青少年の失業率は全年齢計を上回る水準となっており、青少年の就業対策は重要な課題といえます。

青少年の失業率の推移(全国)



4 施策の取組方針

(1) 子どもの権利の意識啓発と救済支援体制の構築

子どもの権利の保障については、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」にうたわれ、「子ども条例」においても、市、保護者、育ち学ぶ施設、市民、事業者の各主体の責務として規定しています。また、子ども自身の責任として、自分の権利を大切にすること、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重するよう努めることが規定されています。

このような子どもの権利を保障することの重要性と責務について、子どもを含めた市民全般が十分な認識を持つことができるように、学習支援や意識啓発に向けた取組を進めます。

さらに、児童虐待やいじめ等の子どもの権利侵害が予防され、早期に発見・救済が図られるように、予防教育の充実、各種の相談窓口の設置、救済の仕組みづくりなどの体制を構築します。

(2) 安心して子どもを生み育てられる環境づくりの推進

安心して子どもを育てられる環境づくりは、何にもまして重要な課題です。

このため、妊娠・出産期において安心して過ごせるように相談や各種教室等の充実に努めるとともに、乳幼児期における子どもの健康づくりを支援する健康相談や健康診査等の機会の充実を図ります。

また、外国籍、ひとり親、障がい等により特別な支援を要する子どもや家庭に対する各種事業や支援体制の充実に取り組み、きめ細かな支援を図ります。

そのほか、子育てに係る経済的負担を軽減するために、子育て家庭に対する各種の手当や助成等を実施するとともに、子どもと子育て家庭が安全・安心に生活できる生活環境の整備に取り組みます。

(3) 保育・幼児教育の充実と親の仕事と生活の調和

本市では、従来から保育・幼児教育の機会均等といった視点に立ち、保育園で保育に欠けない4・5歳児の受入れや、幼稚園での預かり保育の実施、保育カリキュラムの統一など、保育園・幼稚園の一体化に取り組んできました。

そこで、2008(平成20)年度からは「こども園」として、施設名称、保育料、職員の配置基準を統一し、市独自の一体的な運用を開始しました。(ただし、私立保育園においては名称を変更していない園もあります。)

今後は、待機児の解消に向けた園の環境整備のほか、園評価の導入や職員研修の充実を図るなど、保育・幼児教育のさらなる質の向上が図られるよう取り組みます。

また、子どもを持つ親が子育ての時間を確保し、親子の安定した関係を築くことができるよう、男性を含めた親の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をはじめ、企業におけるワーク・ライフ・バランスの理解の促進とその支援策の充実に取り組みます。

(4) 家庭における親育ち力の強化

子育ての第一義的な責任は家庭にあり、家庭における子育ての力を高めるよう支援すること、すなわち「親育ち」の支援は非常に重要な課題です。

親は子どもの発達成長の段階に応じて様々な悩みや不安を抱えます。それらを親だけが抱え込むことがないようにするため、適切なアドバイス、相談・情報提供体制の整備や子育て支援環境の整備に取り組みます。

また、親同士が情報を交換し、悩みや不安をお互いに打ち明けあって解消することも効果的であることから、親同士の仲間づくりを積極的に支援するほか、子育てにおける親の役割について十分な理解が浸透するよう、啓発事業に取り組みます。



(5) 子育てを支える地域力の向上

子どもの成長発達において、地域における様々な人々とのかかわりや環境は、子どもの育ちに大きな影響を与えます。本市では以前から、子どもは地域社会全体で育てるべきものという考え方のもと各種施策を推進してきましたが、この考えに加え、近隣大学やNPO等も含めた多様な地域資源を活用し、様々な世代が子どもや子育て家庭への支援にかかる取組が進められるよう、その活動の振興を図ります。

また、近年においては地域における子どもの安全・安心な居場所づくりが課題となっていることから、放課後子どもプランの推進により小学生の放課後の居場所づくりに取り組みます。

子ども見守り隊



(6) 子どもの主体性を尊重した子育ち力の向上

子どもの成長・発達を支援する際には、子どもが自ら「育つ力」を信じ、子どもの主体性を尊重しながら、その育ちを支援することが望ましいと考えられます。

子どもは様々な体験や活動の機会、交流等を通じて、社会へのかかわりやものの見方を育み、社会性・人間性を身に付けていきます。また、そのような機会を通じて、まちづくりや社会に対する問題意識を持ち、子どもの視点からの発信が可能になり、真の意味での子どもにやさしいまちづくりが実現されると考えられます。

このような子どもの主体性を尊重した子育ち力の向上に向けて、様々な体験や交流、意見表明や参画機会の充実等に取り組みます。

(7) 子どもが育ち学ぶ環境の整備と開かれた学校づくりの推進

子どもが社会で生きていくうえで必要とされる基礎学力や知識・技術、社会への関心、ともに生きる心などを身に付けることができるよう、学校教育の環境整備、教育の質の向上、地域の教育力の活用等により、子どもが育ち学ぶ環境の整備に一層取り組みます。同時に、学校の運営情報の公開、施設開放を行う等の取組によって、開かれた学校づくりを進め、学校運営への地域の意見の反映に努めます。

また、いじめ・不登校、障がい、外国籍等により特別な相談支援、教育、指導等が必要とされる子どもについては、個々の状況に応じた支援がなされるように取組を進めます。

(8) 次代を担う青少年の健全育成と自立までの支援の促進

次代を担う青少年が心身ともに健全に成長し、就業に向けた自立を円滑に実現できるように支援していくことは、社会全体にとってきわめて重要な課題です。

特に青少年は、思春期ならではの心身に関する悩みや不安を抱え、非行等の問題も生じがちな時期にあることから、相談支援の充実を図ります。また、青少年が持つ主体性を確立し、自発的な活動が促進されるよう、青少年センター施設の再整備等により支援を充実します。

そのほか、若者が社会で自立して生きていくために必要な職業能力やキャリア意識の向上をはじめ、社会への一歩を踏み出せない若者を支援するため、自立支援サポートステーションの整備等による支援体制の充実を図ります。



5 重点施策

(1) 子どもの権利学習支援と権利侵害の救済への対応

1) 子どもの権利学習プログラムの展開(小学校、中学校、保護者)

子どもの権利学習プログラム(小学生低学年、中学年、高学年、中学生、保護者)について、児童・生徒へは道徳などの授業等で展開し、保護者へは、学校のPTA活動や交流館の講座等で展開することで、子どもの自己肯定意識の向上、自他の権利の正しい理解を促進します。

担当課:次世代育成課、学校教育課

H22	H23	H24	H25	H26
順次実施	→	→	→ 評価・検証	→ 改訂版の検討

2) (仮称)こども園の子どもの権利学習プログラムの作成

心と体、命の大切さ、子どもの自己肯定意識や他者を理解する心を育むため、園児版の学習プログラムを新たに作成し、こども園での展開を図ります。

担当課:保育課、次世代育成課

H22	H23	H24	H25	H26
検討委員会設置 プログラム原案	プログラム作成	順次実施	→ 評価・検証	→ 改訂版の検討

3) (仮称)子どもの相談・権利侵害対応ガイドラインの策定

豊田市家庭児童相談室、とよた子どもの権利相談室、青少年相談センター(パルクとよた)、要保護児童DV対策協議会など、子どもの相談・権利侵害に対応する関係機関において、子どもの相談事例の情報共有、蓄積を行い、各機関の果たす役割と適切な対応方法の指針を示す「(仮称)子どもの権利侵害対応ガイドライン」を策定し、子どもの権利侵害の予防、早期対応、解決を図ります。

担当課:次世代育成課、子ども家庭課、学校教育課

H22	H23	H24	H25	H26
各機関役割整理 情報共有化の検討	ガイドライン策定 公表	連携推進	→	→ 評価・検証

(2) 特別なニーズのある子どもへの対応の拡充

1) 豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議

妊娠・出産から育児のスタート時期において、子育てに不安のある親や体調に不安のある母親及び子どもに対して、医療・保健・福祉等の関係機関が連携し、早期からかかわることで、病院から家庭・地域における切れ目のない子育て支援を実施します。

担当課:子ども家庭課

H22	H23	H24	H25	H26
重点課題設定 連携支援	→	→	→	→ 評価・検証

2) 豊田市特別支援教育連携協議会の運営

障がいなどにより特別な支援が必要な児童・生徒及びその保護者等について、教育、福祉、医療等が一体となって学齢期における一貫した支援を行うため、豊田市特別支援教育連携協議会において、関係機関及びこども園、私立幼稚園、小学校・中学校・高等学校の連携を強化します。

担当課:学校教育課、保育課

H22	H23	H24	H25	H26
組織間の引継ぎ 個別支援計画	→	→	→	→ 評価・検証

3) 障がい児タイムケア事業

障がいのある小学生、中学生、高校生の放課後や長期休暇中の活動の場として、デイサービス事業所等において、創作的活動、レクリエーション等を実施するとともに、障がい児の家族の一時休息や就労支援を図ります。

担当課:障がい福祉課

H22	H23	H24	H25	H26
受入児童(施設)数 拡充	→	→	→	→ 評価・検証

(3) 子どもの保育・教育環境の充実

1) 待機児童への対応

待機児童の解消に対応するため、今後新設や改修の予定のあるこども園については、受け入れ児童数を拡大していきます。特に待機児童の多い低年齢児の受入枠を重点的に拡大します。

担当課:保育課

H22	H23	H24	H25	H26
施設改修 受入児童数拡大	→	→	→	→ 評価・検証

2) こども園における園評価の導入

こども園における保育方針・保育内容等の運営状況について、自己評価及び保護者などの園関係者による評価を行い、保育環境の質の向上に努めます。

担当課:保育課

H22	H23	H24	H25	H26
制度設計 順次実施	結果公表	→	→	→ 評価・検証

3) 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブ指導員の専任化により、研修・指導体制の強化等、保育の専門性を高め、原則小学校3年生までの就労家庭の児童の生活の場を確保します。対象学年の拡大については、試行実施の結果を検証し方針を定めます。

また、専用施設の適正規模、適正配置を図るため、施設整備計画の検討を進めます。今後の多様化するニーズへの対応としては民間活力を生かした運営を推進します。

担当課:次世代育成課

H22	H23	H24	H25	H26
専任化の実施	→	→	→	→ 評価・検証
対象学年拡大の 検討	試行実施 結果検証	→	→	→ 評価・検証

(4) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

1) ワーク・ライフ・バランス推進員による企業訪問

ワーク・ライフ・バランス推進員が市内企業を訪問し、事業主や人事担当者にワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の必要性、一般事業主行動計画の策定、育児休業制度、国・県の助成制度などを周知します。

担当課:男女共同参画センター				
H22	H23	H24	H25	H26
従業員101人以上の企業の訪問	従業員100人以下の企業の訪問	→	→	→ 評価・検証

2) 企業におけるワーク・ライフ・バランスの理解の推進

企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進するために、講師派遣等により従業員の働き方の見直しや職場環境の改善、男女共同参画の理解促進などについて、企業への働きかけを行います。

担当課:男女共同参画センター、子ども家庭課、次世代育成課				
H22	H23	H24	H25	H26
事業主会議・社員向けセミナー等ニーズ把握	講師派遣・セミナー開催	→	→	→ 評価・検証

3) ワーク・ライフ・バランス優良企業制度の検討

豊田市におけるワーク・ライフ・バランスに関する優良な取組を行う事業所に対する認証(表彰)制度を検討します。

また、ワーク・ライフ・バランスを実践している事業所の従業員の事例、家庭における子どもとのかかわり方などを紹介することで、市民意識の啓発を図ります。

担当課:男女共同参画センター、次世代育成課				
H22	H23	H24	H25	H26
認証制度検討	企業調査	情報発信 意識啓発	→	→ 評価・検証

(5) 家庭における親育ち力の強化

1) おめでとう訪問の実施と全出生児への拡大

母子保健推進員による、生後1~3か月の乳児を持つ子育て家庭への「おめでとう訪問」を全地域へ拡大し、育児不安の解消、親としての子育て意識の向上や情報提供を行い、親育ちを推進します。

また、新たに第2子以降の乳児を持つ子育て家庭への訪問を実施し、第1子等への養育相談を含めた総合的な子育て支援体制を構築します。

担当課:子ども家庭課、地域保健課				
H22	H23	H24	H25	H26
順次実施 母子保健推進員の養成・増員	→	→	→	→ 評価・検証

2) (仮称)子育てサークルの世代間交流の推進

就学前の親子を対象に、活動経験の異なるサークル間の交流を起点に、主体的に自立した「親自身による親育ちの場づくり」を支援します。

また、対象の子どもが成長した後も、経験者がアドバイザーとしてかかわることで、連続性のある親育ち支援を目指します。

担当課:保育課

H22	H23	H24	H25	H26
各サークルへの 事業説明 アドバイザー登録	順次実施	→	→	→ 評価・検証

3) こども園での親の保育参加事業の推進

こども園で親が直接、保育参加することにより、子どもの特性及び発達理解を深め、自分の子どもへのかかわり方や親としての子育て力の向上を図ります。

また、他の子どもを同時に保育することにより、子育てのヒント、わが子を見直すきっかけや地域で子どもを育てる意識の醸成を図ります。

担当課:保育課

H22	H23	H24	H25	H26
順次実施	→	→	→	→ 評価・検証

4) (仮称)家族のコミュニケーション推進運動の展開

親子のコミュニケーション機会の創出により、子どもへのかかわり方や家族の絆づくりを進めるために、全市ノーテレビデーなどを開催し、家庭や親の役割を意識した市民運動として展開します。

担当課:次世代育成課

H22	H23	H24	H25	H26
関連団体協議 実施内容の検討	順次実施	→	→	→ 評価・検証

(6) 地域力を生かした子どもの育成

1) 地域における放課後の子どもの居場所づくり

すべての小学生を対象とした放課後の居場所づくりのため、「地域子どもの居場所づくり事業」の実施地区の拡大に加え、新たにNPO団体等による展開など、地域の実情に即した子どもの居場所づくりを進めます。

また、「放課後子どもプラン推進委員会」を定期的に開催し、放課後の子どもの居場所づくりについて、総合的な視点で推進を図ります。



※地域子どもの居場所づくり事業

区民会館、集会所、学校の余裕教室等で、地域住民の企画・参画のもとで、子どもの遊び・安全な居場所を提供するもので、現在は「子ども見守り隊」の名称により一部地区で展開しています。

担当課:次世代育成課、学校教育課

H22	H23	H24	H25	H26
実施地区拡大 推進委員会検討	→	→	→	→ 評価・検証

2) (仮称)市民主体型子ども・子育て活動の推進

子どもや子育て家庭に対する支援に携わりたいと考える地域住民の熱意を実践活動につなげるために、活動に対する意欲の醸成、子どもや子育て家庭についての理解の促進、ニーズの把握と活動の企画、立ち上げ支援等を行いながら、市民が事業活動の主体となった「(仮称)市民主体型子ども・子育て活動」を推進します。

担当課:子ども家庭課、次世代育成課、保育課

H22	H23	H24	H25	H26
事業検証 (市民主体へのシフトの検討)	活動者へのアプローチ (意欲醸成) 活動計画作成	活動組織化支援 市民主体型事業展開	→	→ 評価・検証

3) 大学・高等教育機関と若者による共働まちづくり促進

近隣の大学等と連携を推進し、子ども・子育て分野における、大学及び大学生等のかかわりなど、各機関の特徴を生かした、「(仮称)大学・若者による提案事業制度」を検討し、地域の力を生かしたまちづくりへの参画を促進します。

担当課:次世代育成課

H22	H23	H24	H25	H26
連携事業の企画・検討	実行計画の作成・協議	モデル実施	提案事業制度の検討	提案事業募集・選定・実施

(7) 「主体的」で「自立」した子育ちの支援

1) 「子ども会議」の開催と「子ども委員活動」による子ども施策提言

子どもにやさしいまちづくりに関するこことについて、子どもの意見を聴くため、「子ども会議」を定期的に開催し、子どもの意見参加を促進します。

また、子ども委員による調査活動の成果や地域子ども集会による子どもの意見を基に、子ども会議からの提案を受け、子ども施策への反映や地域・まちづくりへの参画につなげます。

※子ども会議

子ども条例第19条に規定する、子どもにやさしいまちづくりに関するこことについて、子どもの意見を聴くための機関

※子ども委員活動

環境エコ、子ども条例の普及、いじめ防止などの分野別調査・実践を通して、課題を発見し、子ども目線による提案等につなげるための活動

※地域子ども集会

各中学校区を中心に、地域の子どもの意見を聴く機会を確保するとともに、聴取した意見を基に、地域づくりを進めるための起点とするもの

担当課:次世代育成課

H22	H23	H24	H25	H26
子ども委員募集 活動テーマ設定	子ども委員活動 子ども施策提言 地域会議への提言	→	→	地域の子どもの意見聴取 子ども総合計画 への反映

2) 子どもホームページの開設と子どもの情報発信の促進・支援

子どもの情報発信の機会と情報交流の場として、子ども会議の活動、子ども関連イベント、地域での子どもの主体的な活動、遊びの紹介など子どもが楽しみ役に立つ、子ども企画による『子どもホームページ』を開設します。

担当課:次世代育成課、情報システム課

H22	H23	H24	H25	H26
子どもホームページ 委員設置 掲載内容検討	→	ホームページ開設 子どもへのPR	→	評価・検証

3) 各種事業への子どもの参加・参画機会の向上

子どもに関する各種事業や交流館の主催する事業において、子どもの参加及び企画への参画機会の向上により、自主性の育成を図ります。

担当課:次世代育成課、生涯学習課

H22	H23	H24	H25	H26
子ども意見・ 参画事業全庁調査	地域活動連携 子ども企画事業 機会の確保	→	→	評価・検証

4) 「赤ちゃん抱っこ体験」の推進

中学生を中心に、命の大切さ、将来の親になるための意識啓発及び地域住民との交流を図るために、地域住民（母親、赤ちゃん、地域ボランティア）参加のもとで、「赤ちゃん抱っこ体験」事業を推進します。

担当課:子ども家庭課

H22	H23	H24	H25	H26
順次実施 共働実施検討	→	→	→	→ 評価・検証

(8) 青少年活動の拠点施設の整備

1) 青少年センターの再整備

青少年の自活動、社会参加に向けた指導者養成、その他青少年団体の活動支援等を行う青少年センターについて、音楽室などの施設ハード機能のほか、青少年の活動の促進を「市民との活動交流」や「まちのにぎわい」に生かすことができるようなソフト機能を含めた視点で、青少年センター再整備構想をまとめ、青少年の現状と課題に即した施設の再整備を行います。

担当課:次世代育成課

H22	H23	H24	H25	H26
再整備構想 移転地選定	基本計画	基本設計	実施設計 用地取得	建設工事

(9) 自立への一歩を踏み出せない若者への支援

1) 青少年相談センターにおける青少年の自立支援

困難を抱える若者（19歳まで）への継続的な相談支援を行います。

担当課:学校教育課

H22	H23	H24	H25	H26
継続支援 (自立支援教室)	→	→	→	→ 評価・検証

2) (仮称)自立支援サポートステーションの開設

自立についての悩みや不安を抱える若者の相談に対応し、若者が各種訓練、グループ活動、セミナー参加、カウンセリング等を通じて就労、自立に向けた知識・技術を習得することを支援する(仮称)自立支援サポートステーションを開設します。

担当課:次世代育成課、産業労政課

H22	H23	H24	H25	H26
各機能の 個別事業展開	全体機能構想	運営主体(NPO等) の選定・協議	全体機能整備	→

【計画策定に関する子どもの参画】

1 地域の子どもの意見聴取

本計画の策定過程では、地域の子どもたちが日頃から感じていることを計画並びに今後の市の施策に反映させるために、「各地区ふれあいまつり」において、子どもから直接意見を聞く機会を設けました。子どもたちから寄せられた意見については、本計画の推進状況を評価するための計画全体のアウトカム指標の設定の参考にしました。

計画全体レベルでのアウトカム評価指標例

子どもにやさしい まちづくり 【子ども指標】	アウトカム評価指標	評価手法
地域の子どもが感じ る子どもにやさしい まち	豊田市が、ゴミ等のないきれい なまちと感じる子どもの割合	子ども部調べ
	豊田市が、安心・安全なまちだ と感じる子どもの割合	子ども部調べ
	豊田市が、“いじめ”がないま ちだと感じる子どもの割合	子ども部調べ

子どもにやさしいまちづくりツリー



2 子ども会議からの意見反映

本市では、子どもの意見や考えを聞き、市政及び地域まちづくりへ反映するために「子ども会議」を設置しています。子ども会議は、豊田市青少年センターにおいて、2008(平成20)年6月から月1回のペースで開催し、市政やまちづくりのあり方などについて、子ども委員が意見交換や検討を重ねてきました。

子どもの声が多かったことを受け、以下の3事業を具体的な事業として計画に反映しました。今後の計画推進にあたっては、引き続き、子ども会議からの意見聴取を進め、子どもが主体となる事業実施の際には、子ども委員の参画を予定しています。

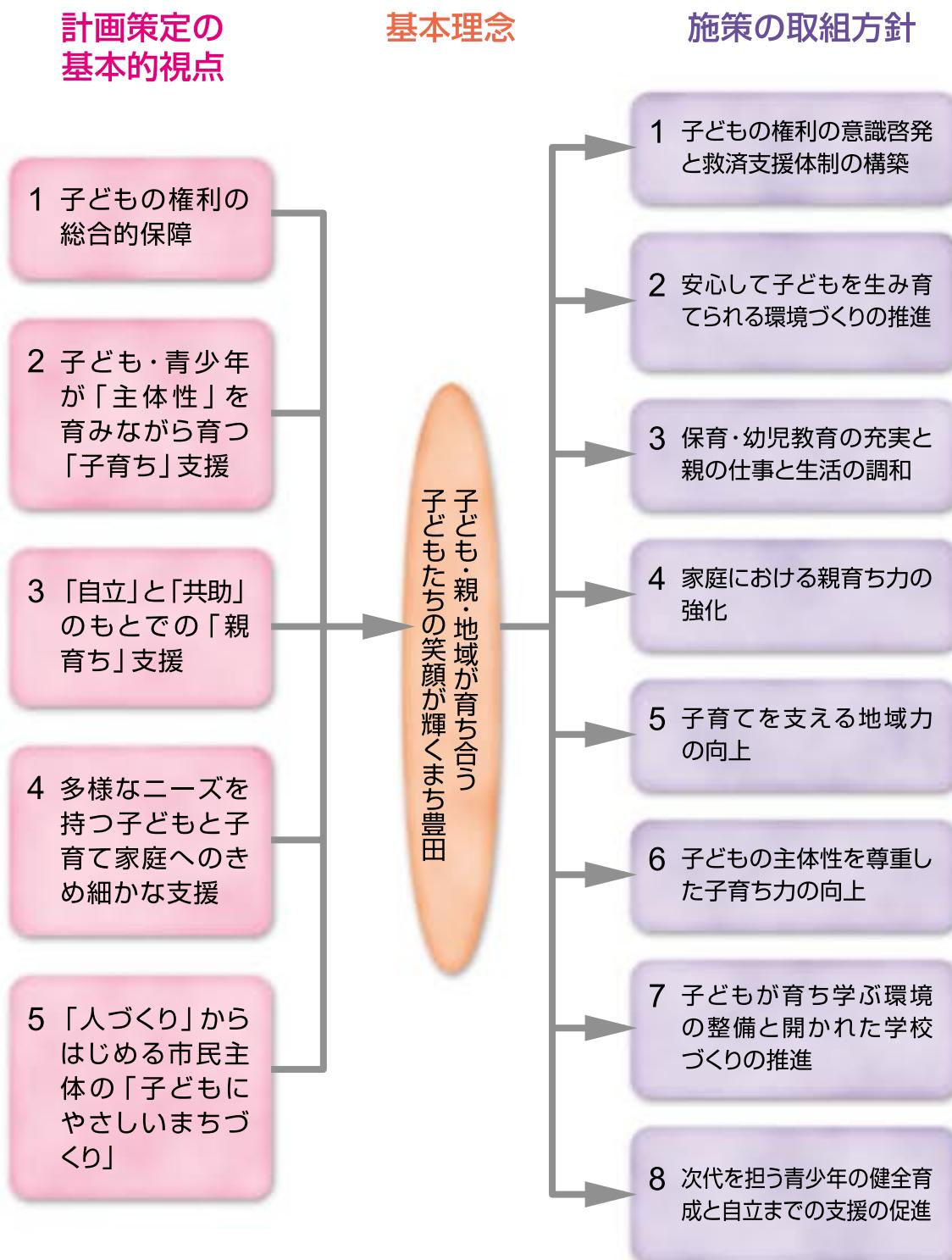
子ども会議の意見をもとに計画に反映した事業

事業名	事業内容
子どもシンポジウムの開催	地域における次世代育成支援や子育て支援の気運を盛り上げるため、児童生徒、教員、保育者、有識者等による講演やパネルディスカッション、子育て支援活動の事例紹介、参加者の情報交換会などを実施します。
とよた子ども遊びプロジェクトの実施	子どもたちの様々な遊び方の紹介や、昔の遊びを体験する場づくりの提供を検討し、子どもたち同士の交流や健やかな心身の成長を育みます。
子どもホームページの開設と子どもの情報発信の促進・支援	子どもの情報発信の機会と情報交流の場として、子ども会議の活動、子ども関連イベント、地域での子どもの主体的な活動、遊びの紹介など子どもが楽しみ役に立つ、子ども企画による『子どもホームページ』を開設します。

「子ども会議」の様子



【施策の体系図】



基本施策

重点事業

- (1) 子ども、大人の権利学習支援
- (2) 子ども救済ネットワーク体制の構築
- (3) 虐待等の要保護児童対策の充実

- (1) 妊娠・出産と親子の健康づくり
- (2) 支援を要する子ども・家庭への支援
- (3) 経済的な負担の軽減
- (4) 子育てを支援する安全・安心な生活環境の整備

- (1) 保育・幼児教育の充実
- (2) 親の仕事と生活の調和の推進
- (3) 企業の取組の推進

- (1) 相談・情報提供体制の整備と親の交流の促進
- (2) 親の役割の啓発
- (3) 子育て支援の環境整備

- (1) 地域における子どもの居場所づくりと見守り
- (2) 地域の社会資源の活用、起業等の支援

- (1) 主体性を育てる子育ち支援の推進
- (2) 子どもと大人の共働のまちづくり促進

- (1) 豊かな心と確かな学力の育成
- (2) 共に生きる心と健やかな体の育成
- (3) 地域の教育力の活用
- (4) 教育における国際化・情報化への対応

- (1) 青少年の居場所づくりと主体性の確立支援
- (2) 次世代の親の育成
- (3) 青少年の相談支援の充実
- (4) 若者の職業能力の開発と就業への支援

- ①子どもの権利学習支援と権利侵害の救済への対応
 - ・子どもの権利学習プログラムの展開（小学校、中学校、保護者）
 - ・（仮称）こども園の子どもの権利学習プログラムの作成
 - ・（仮称）子どもの相談・権利侵害対応ガイドラインの策定

- ②特別なニーズのある子どもへの対応の拡充
 - ・豊田市母子保健・医療・福祉ネットワーク会議
 - ・豊田市特別支援教育連携協議会の運営
 - ・障がい児タイムケア事業

- ③子どもの保育・教育環境の充実
 - ・待機児童への対応
 - ・こども園における園評価の導入
 - ・放課後児童クラブの充実

- ④ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
 - ・ワーク・ライフ・バランス推進員による企業訪問
 - ・企業におけるワーク・ライフ・バランスの理解の推進
 - ・ワーク・ライフ・バランス優良企業制度の検討

- ⑤家庭における親育ち力の強化
 - ・おめでとう訪問の実施と全出生児への拡大
 - ・（仮称）子育てサークルの世代間交流の推進
 - ・こども園での親の保育参加事業の推進
 - ・（仮称）家族のコミュニケーション推進運動の展開

- ⑥地域力を生かした子どもの育成
 - ・地域における放課後の子どもの居場所づくり
 - ・（仮称）市民主体型子ども・子育て活動の推進
 - ・大学・高等教育機関と若者による共働まちづくり促進

- ⑦「主体的」で「自立」した子育ちの支援
 - ・「子ども会議」の開催と「子ども委員活動」による子ども施策提言
 - ・子どもホームページの開設と子どもの情報発信の促進・支援
 - ・各種事業への子どもの参加・参画機会の向上
 - ・「赤ちゃん抱っこ体験」の推進

- ⑧青少年活動の拠点施設の整備
 - ・青少年センターの再整備

- ⑨自立への一歩を踏み出せない若者への支援
 - ・青少年相談センターにおける青少年の自立支援
 - ・（仮称）自立支援サポートステーションの開設

豊田市子ども総合計画

新・とよた子ども スマイルプラン

2010(平成22)年3月発行

発 行 豊田市

〒471-8501

愛知県豊田市西町三丁目60番地

TEL : 0565-31-1212(代表)

URL : <http://www.city.toyota.aichi.jp/>

編 集 豊田市子ども部次世代育成課

協 力 みずほ情報総研株式会社

豊田市子ども部次世代育成課

TEL : 0565-34-6630

E-mail : jisedaiikusei@city.toyota.aichi.jp

子ども家庭課

TEL : 0565-34-6636

E-mail : kodomokatei@city.toyota.aichi.jp

保育課

TEL : 0565-34-6809

E-mail : hoiku@city.toyota.aichi.jp